

屋久島町炭化・溶融施設設解体工事に伴う
事前調査及び設計等業務

委託仕様書

令和 7 年 12 月

屋久島町

第1章 総則

第1節 業務の目的

本業務は屋久島町(以下『本町』という)が有するごみ処理施設(炭化設備・溶融設備等)について、性能発注方式において実施予定の解体工事に伴い、各処理設備のアスベスト・ダイオキシン類測定等の事前調査を行い、解体撤去工事における施工計画の立案、基本設計等の業務を行うことを目的とする。

第2節 委託業務名

屋久島町炭化・溶融施設解体工事に伴う事前調査及び設計等業務

第3節 履行場所

鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦1312番地21

第4節 業務委託期間

- (1)着手予定日 契約締結の日の翌日(令和8年2月頃を予定)
- (2)完了予定日 令和9年3月26日

第5節 対象施設の概要

屋久島クリーンサポートセンター(ごみ処理施設)

①炭化設備

処理能力 25.92t/日 × 1炉

炉 形 式 外熱式ロータリーキルン炉

②溶融設備

処理能力 8.80t/日 × 1炉

炉 形 式 プラズマ式電気溶融炉

溶融対象 炭化飛灰、し尿処理施設等焼却灰

(最終処分場保管灰を含む)

第6節 業務内容

『第2章 業務内容』に記載する内容とする。

第7節 費用の負担

本委託業務に伴う必要な費用は全て受託者の負担とする。

第8節 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第9節 秘密保持の義務

受託者は、本委託業務の遂行上、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

第10節 配置技術者等

受託者は、本業務入札日において直接雇用している十分な経験を有する管理技術者(技術士:総合技術監理部門—衛生工学又は衛生工学部門—廃棄物関連の選択科目)、照査技術者(技術士:機械部門)及び、担当技術者(一級建築士及び一般建築物石綿含有建材調査者)を配置し、秩序正しく業務を遂行しなければならないものとし、上記以外への資格要件等の変更について、受注後においてやむを得ない事情がある場合を除いて、原則認めないものとする。

第11節 届出等

(1)受託者は、業務の着手に際し、本町に次の書類を提出しなければならない。

- ① 着手届
- ② 業務工程表
- ③ 配置技術者届(資格者証、雇用を証明できる書類を含む)

(2)受託者は、業務の完了に際し、本町に次の書類を提出しなければならない。

- ① 完了届
- ② 請求書

(3)その他、本町の契約約款に定める書類を提出しなければならない。

第12節 資料の貸与

本委託業務実施に関し、本町が所有する資料は所定の手続きにより貸与するものとする。また、貸与された資料は業務完了後、速やかに返却するものとする。

第13節 業務の変更等

本町の都合により本委託業務の内容の一部を変更することができる。又、委託業務に変更を生じた場合は、委託料及び業務期間について別途協議して決定するものとする。

第14節 関係法令の遵守

受託者は、本委託業務の実施にあたり、関係法令、政令、条例、規則等を遵守しなければならない。

第15節 疑義の解決

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、仕様書に定めのない事項については、受託者は独自の解釈により業務を進めることなく、本町と協議して決定するものとする。

第16節 審査

受託者は、業務完了時に、本町に完了届を提出し、審査を受けなければならない。また、業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに本委託業務の修正を行わなければならない。

第17節 業務の完了

受託者は、本委託業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本町の検査合格をもって業務の完了とする。

第18節 成果品

受託者が、本町に提出する成果品および部数は、次のとおりとする。

1. 解体工事事前調査等報告書
2. 同上 解体作業計画書
3. 同上 施設解体工事見積仕様書
4. 同上 解体工事基本設計図書類
 - ①解体工事発注仕様書
 - ②解体工事設計書(金入、金抜)
5. 1～4のデータ 電子媒体(CD-R等)

第2章 業務内容

第1節 解体撤去対象施設事前調査業務

1. 事前調査

解体撤去対象施設における、ダイオキシン類等の事前調査を行うこと。

特にダイオキシン類の測定にあたっては、『労働安全衛生法』及び『廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(厚生労働省労働基準局長通知 基発第401号の2)』の規定に準じた方法により実施すること。なお、分析結果が3ng-TEQ/gを超えた場合は、別途協議の上追加調査について検討するものとする。

測定箇所については本町の指示を基本とするが、現場確認の上本町受託者協議のうえ決定する。

- (1)付着物及び堆積物(ダイオキシン類) 37検体
- (2)水質(ダイオキシン類) 1検体
- (3)重金属溶出試験 11検体
(R-Hg T-Hg Cd Pb Cr6+ As Se 1, 4-ジオキサン)
- (4)アスベスト 62検体

2. 評価

解体撤去対象物におけるダイオキシン類含有率の評価は、『ばく露防止対策要綱』に準じて行い、測定結果を基に保護具選定に係る管理区域を区別すること。

3. 解体撤去対象施設事前調査報告書の作成

以下の項目に従って、調査報告を作成すること。

- (1)事前調査概要
- (2)事前調査結果
- (3)評価
- (4)濃度計量証明書
- (5)サンプリング位置及び状況写真

第2節 解体基本設計業務

1. 解体作業計画等作成業務

(1)作業対象設備及び周辺調査

焼却処理施設の図面を基に、解体撤去対象設備等公示対象の範囲を確

認すること。

- ①運転設備(焼却炉等)の調査(養生の必要性)
- ②電気設備、排気・排水設備の調査(容量及び性能等)
- ③廃棄物保管場所の確認
- ④その他関係施設及び付帯工事の確認(仮設建設物の設置場所・施設周辺取水設備の撤去等)

(2) 汚染物除去方法及び解体撤去法の検討

解体撤去工事における汚染物の除去方法及び解体方法についての検討を行い、作業工程及び設計の条件としてまとめること。

(3) 作業工程案の作成

以下の工程についての案を作成すること。

- ①解体対象設備及び周辺設備調査期間
- ②ダイオキシン類等サンプリング作業、分析機関
- ③追加サンプリング作業期間
- ④足場等仮設機器(足場の設置、養生等)準備期間
- ⑤汚染物除去工事期間
- ⑥汚染物搬出作業期間
- ⑦解体作業その1:配管等設備付属物の解体撤去作業
- ⑧解体物搬出作業期間
- ⑨解体作業その2:煙道、炭化炉等本体解体作業
- ⑩解体物搬出作業期間
- ⑪足場等仮設機器(足場の設置、養生等)の撤去作業期間
- ⑫環境調査期間

(4) 解体撤去作業必要機材の選定

解体撤去作業を実施するにあたり、作業関係者の保護及び施設周辺地域の環境保全のために必要となる機材の選定を行うこと。

(5) 跡地利用計画検討

施設解体後の建屋及び敷地内の有効活用方法について、本町と十分な協議を行った上で検討を行うこと。

また、この検討結果に基づき、本解体工事と同時に発注が可能と判断された場合は、事項2の解体基本設計業務に反映すること。

2. 解体基本設計業務

(1) 見積発注仕様書の作成

事前調査結果及び作業計画をもとに、周辺環境に与える影響が少なく、効率的な解体撤去工事内容を検討するため、対象施設の設備内容・汚染状況を明確にした、見積発注仕様書を作成すること。

見積発注仕様書の内容は概ね下記のとおりとする。

- ①総則
- ②汚染物撤去要領書
- ③解体撤去要領書
- ④解体撤去工事数量
- ⑤見積書記載要領
- ⑥特記事項

(2) 設計図書類の作成

解体工事施工業者から提出される見積書類の内容を比較検討し、解体撤去工事発注に必要となる設計図書類を作成すること。

(3) 工事費の取りまとめ

解体工事施工業者から提出された見積書類の評価に基づき工事費内訳書(金入り)を作成する。

(4) 最終工事発注仕様書の作成

見積書類の検討結果をもとに、本町と十分に協議を行った上で、見積徵取時よりも工事内容等を明確にした、解体撤去工事発注に付すための(最終)工事発注仕様書を作成すること。

また、この(最終)発注仕様書に基づき、設計図書類の見直しも行うこと。

(5) 工事入札関係書類の作成

解体工事の発注に必要となる資料を作成すること。

(6) 各種届出関係書類の作成

解体撤去工事に伴い必要となる届出関係書類の一切を作成し、必要に応じて関係機関への提出及び協議に随行すること。